

## ○長崎県病院企業団助産師養成支援資金貸与条例

平成 25 年 4 月 1 日  
長崎県病院企業団条例第 2 号  
改正 平成 27 年 3 月 31 日長崎県病院企業団条例第 5 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、職員が自己啓発等休業制度を活用し、助産師免許取得に必要な助産師学校（保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に規定する学校をいう。）若しくは助産師養成所（同法に規定する養成所をいう。）に修学しようとする場合に、助産師養成支援資金（以下「支援資金」という。）を貸与することにより、長崎県病院企業団が経営する病院（以下「病院」という。）における助産師の増加を促し、安定した周産期医療の確保を図ることを目的とする。

### (支援資金の貸与)

第 2 条 企業長は自己啓発等休業の承認を受けた職員のうち、病院長が適当と認める者に対し、予算の範囲内において、支援資金を貸与することができる。

### (支援資金の貸与額等)

第 3 条 支援資金の対象となる経費及びその貸与額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、他団体からの助成がある場合は対象経費から除く。

- (1) 入学金 実費
- (2) 授業料 実費
- (3) 実習料 実費
- (4) 修学補助費 月額 10 万円
- (5) その他修学にあたって最低限必要と認められる経費

2 支援資金は無利子とする。

3 支援資金の貸与を受けることができる期間は、正規の修学期間の初日の属する月から修学期間の終了する日の属する月までとする。

### (連帯保証人)

第 4 条 支援資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人 2 人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、支援資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

### (貸与の取消し及び停止)

第 5 条 企業長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援資金の貸与を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (4) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (5) 支援資金の貸与を辞退したとき。
- (6) その他被貸与者として不適当と認められるとき。

2 企業長は、被貸与者が休学し、又は停学の処分を受けたとき、その他、支援資金を貸与することが不適当と認めるときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から終了した日の属する月まで、支援資金の貸与を行わないものとする。

### (返還債務の当然免除)

第 6 条 企業長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援資金の返還を免除するものとする。

- (1) 助産師の免許を取得した日の翌日から起算して5年間、病院に在職したとき。
- (2) 前号に規定する期間中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(支援資金の返還及び遅延利息)

第7条 支援資金は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、1年以内に返還しなければならない。

- (1) 第5条第1項の規定により、支援資金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 助産師免許試験において3回不合格となったとき。
- (3) 助産師の免許を取得する前に職員としての身分を失ったとき。
- (4) 職員としての在職期間が前条第1号の期間に達しなかったとき。

2 正当な理由がなく支援資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき年14.5%の割合をもって、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数により計算した遅延利息を支払わなければならない。

(返還債務の裁量免除)

第8条 企業長は、被貸与者の死亡及び心身の故障(第6条第2号に規定する場合を除く。)、その他やむを得ない理由により、支援資金の返還を免除することが適当と認めた場合は、前条の規定にかかわらず支援資金の返還の全部又は一部を免除することができる。

(返還猶予)

第9条 企業長は、被貸与者が災害、疾病その他やむを得ない理由により支援資金の返還が困難であると認められるときは、その事実が継続する期間、支援資金の返還を猶予することができる。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日長崎県病院企業団条例第5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。